

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年9月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
議案 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第 4号 事業計画変更申請について
議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議第 7号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について
議第 8号 令和3年度三条市農林関係施策の要望について

- 報告事項 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
報第 2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
報第 3号 農地潰廃通報について
報第 4号 作付変更届について
報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 19名

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 野崎文夫 委員 | 2番 阿部眞佐雄 委員 |
| 3番 小川弘樹 委員 | 4番 渡邊勝夫 委員 |
| 5番 田邊敦子 委員 | 6番 三師満夫 委員 |
| 7番 五十嵐秀一 委員 | 8番 小林茂宏 委員 |
| 9番 坂井浩行 委員 | 10番 原田勝 委員 |
| 11番 渡邊一英 委員 | 12番 廣川哲也 委員 |
| 13番 清野秀作 委員 | 14番 佐藤秀樹 委員 |
| 15番 佐藤一富 委員 | 16番 藤田吉則 委員 |
| 17番 熊倉睦 委員 | 18番 田邊稔 委員 |
| 19番 佐藤裕雄 委員 | |

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 17名

飯塚 栄三千 委員	稲田 守 委員
内山 清 委員	内山 敏雄 委員
大桃 伸之 委員	刈屋 一夫 委員
蒲澤 利嗣 委員	蒲澤 正 委員
北澤 正之 委員	栞原 一郎 委員
捧 幸伸 委員	長谷川 淨二 委員
原田 孝一 委員	松岡 博一 委員
吉田 精一 委員	吉田 昇 委員
渡邊 正 委員	

推進委員欠席委員 1名

井上 利弥 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	阿部 勝峰
経営基盤係 係長	早川 実
経営基盤係 主任	長谷川 義隆
経営基盤係 主事	赤塚 由依

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

若干定刻前でございますが、これより9月の定例総会を開会したいと思います。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席19名、欠席0名で会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。3番、小川弘樹委員、17番、熊倉睦委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明をいたします。

7ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定9件、面積8万2,539平米、再設定11件、面積5万4,102平米、合計では20件、面積13万6,641平米であります。

それでは、1ページにお戻りをいただき、54番から順に御説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たりの賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

54番は、飯田地内の農地3筆、2,717平米を相対で、新規に利用権設定するものであります。

次の、55番から3ページの62番までの8件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に10年間利用権設定をするものであります。

それでは、55番から順に御説明いたします。

55番は、下保内地内の農地2筆、2,411平米。

56番は、下保内地内の農地1筆、3,627平米。

57番は、東本成寺地内ほかの農地計19筆、1万9,219平米。

58番は、西中地内の農地1筆、926平米。

59番は、西中地内ほかの農地4筆、9,327平米。

3ページお願いします。

60番は、北潟地内の農地1筆、2,877平米。

61番は、北潟地内の農地4筆、1万1,491平米。

62番は、安代地内外の農地10筆、2万9,944平米。

以上8件は、新潟県農林公社が新規に10年間利用権設定をするものであります。

次の63番から7ページの73番までの11件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく御願いたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告をお願いいたします。

第2調査部会長は、佐藤代理の隣に着席願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

おはようございます。それでは、第2調査部会の調査結果について御報告いたします。

第2調査部会では、9月25日午前9時から厚生福社会館第3集会室におきまして、部会員と佐藤会長代理出席の下、会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時24分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定9件、再設定11件、合計件数20件、面積13万6,641平米で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の1件につきましては、農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定

をする19件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

10ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定8件、面積7万9,822平米であります。

1番から順に御説明いたします。

なお、議第2号参考といたしまして、本年8月20日現在の借受け希望者リストを送付させていただいておりますので、併せて御覧をいただきたいと思います。

それでは、配分計画（案）を御説明いたします。一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たりの賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、下保内地内の農地1筆、1,018平米。

2番は、下保内地内の農地2筆、5,020平米。

3番は、東本成寺地内ほかの農地計15筆、1万5,885平米。

9ページをお願いします。

4番は、西中地内ほかの農地4筆、3,334平米。

5番は、西中地内ほかの農地3筆、4,255平米。

6番は、東鱒田地内ほかの農地2筆、5,998平米。

7番は、安代地内の農地9筆、2万8,457平米。

10ページをお願いします。

8番は、帯織地内ほかの農地6筆、1万5,855平米。

以上8件は、それぞれ記載の借受人に新規に貸付けをしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いいたします。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定8件、面積7万9,822平米で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申します。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

12ページを御覧願います。今月の申請は4件で、合計面積3万622.91平米であります。

11ページにお戻りをお願いします。

17番は、長嶺地内の農地5筆、737平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取

得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

18番は、長嶺地内の農地1筆、158平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

19番は、福島新田地内の農地1筆、1,856平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

20番は、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの3件、使用貸借によるもの1件、合計件数4件、面積3万622.91平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

13ページを御覧願います。今月の申請は2件で、合計面積557平米であります。

7番は、石上三丁目地内の農地1筆、227平米を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、上林小学校南西500メートル付近で、500メートル以内に医療施設と教育施設があり、かつ申請地北側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用

地区区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の50番で農地法第5条の許可申請がなされております。

8番は、直江町三丁目地内の農地1筆、330平米を売買により取得し、宅地分譲地2区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号直江（三）交差点北西270メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の51番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数2件、面積557平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

14ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積367平米であります。

嘉坪川二丁目地内の農地3筆、367平米を駐車場16台の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条総合病院西側200メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告をお願いいたします。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、件数1件、面積367平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

16ページを御覧願います。今月の申請は8件で、合計面積1,952.66平米であります。

15ページにお戻りをお願いします。

50番、51番は、先ほど御審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の7番、8番で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

52番から54番の3件につきましては、いずれも使用貸借権の設定により、サンワコムシスエンジニアリング株式会社が行う携帯電話用基地局新設工事に伴う資材置場、作業場の用地として、許可の日から令和2年12月31日まで一時転用として利用したいものです。

52番は、荒町二丁目地内の農地1筆、108.17平米。場所につきましては、体育文化会館西側70メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

53番は、東新保地内の農地1筆、77.73平米。場所につきましては、三条駅南160メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

54番は、東鱈田地内の農地1筆、92.76平米。場所につきましては、本成寺中学校南西330メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

55番は、令和2年1月の総会におきまして、農振農用地の区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。川通東町地内の農地1筆、392平米を売買により取得し、駐車場9台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、刈谷田川右岸排水機場南西650メートル付近で、10ヘクタール以上の集団の農地であることから、農用地区分は第1種農地と判断されます。なお、転用目的が既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない転用であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

16ページをお願いします。

56番は、猪子場新田地内の農地1筆、218平米を売買により取得し、敷地拡張の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、三条信用組合栄支店の北270メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

57番は、猪子場新田地内の農地1筆、507平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、清掃センター北西420メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合

計件数 8 件、面積 1,952.66 平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第 6 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第 7 号『耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第 7 号『耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について』御説明いたします。

17 ページを御覧願います。

今月の案件は 1 件で、面積 1,794 平米であります。

北五百川地内の農地 2 筆、1,794 平米について、耕作放棄により、周囲が山林等からの直接的な影響によって、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため、非農地としたいとするものです。

なお、農振農用地区域内の農地ですが、隣接する農地も一帯が山林化しており、加えて水害の影響も受け、農地への復元は困難な状況であります。

以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4 番、渡邊勝夫委員。

第 2 調査部会長（4 番渡邊勝夫委員）

議第 7 号『耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について』は、件数 1 件、面積 1,794 平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、農地として継続して利用することができないと見込まれることから、農地法第 2 条第 1 項の「農地」

に該当しないものとして、非農地と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第2調査部会長は自席へお戻りください。どうも御苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『令和3年度三条市農林関係施策の要望について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも農政対策部会に付託し、議論していただいた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがと御提案申し上げます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、議第8号につきましては農政対策部会に付託することといたしますが、その前に皆様のほうから何か御意見等を承りたいと思います。もし何かあったらお願いしたいと思います。

刈屋委員。

推7番（刈屋一夫委員）

推進委員、7番です。

実は中間管理機構の借受け希望者リストの分について聞きたいんですが、これというのは地区というのは1年で見直しになりますでしょうか。この名簿を見ると、数年前から死亡している人の名前がずっと出てきている。これは、どこがチェックして検討してから、そういう修正をするんですか。

議長（野崎会長）

しばらく休息に入ります。

（午前10時04分から午前10時04分まで休憩）

議長（野崎会長）

総会を再開いたします。

係長。

事務局（早川経営基盤係係長）

こちらの借受け希望者リストにつきましては、大元であるいわゆる農地中間管理機構と申しますか、新潟県農林公社のほうで借受け希望者リストの募集をかけているところでありまして、書類上は三条市の農林課を経由して新潟県農林公社のほうに行くんですけれども、その見直しというのは私自身もお聞きしていませんので、恐らく御本人からの届出等によってこのリストから削除されるような形になっていたかと思われまして、それで、今この数年前から載っているような方というのは、ここはそのまま届出がないがためにリストの中にそのまま残り続けているような現状かと思っておりますので、戻りましたら農林課のほうにもその旨話をさせていただいて、そういう方が掲載されている事例があるということで御報告させていただきたいと思っております。

議長（野崎会長）

刈屋委員、よろしいですか。

推7番（刈屋一夫委員）

はい。

議長（野崎会長）

今、議第8号『令和3年度三条市農林関係施策の要望について』なんですけど、その件につきまして皆さんのほうから何か御意見、ほかにございませんか。

大桃委員。

推6番（大桃伸之委員）

推進委員6番、大桃です。

毎年言われて答えが出ないんですが、もみ殻の件について、いま一度三条市はもとより、本格的にどうして処分したほうがいいのか、良い方法の検討に入ったほうがいいのかと思っております。三條新聞でも賑わっているように、また農家の1件当たりの規模が大きくなって、雨が降れば田んぼになかなかもみ殻がまけない。その後、稲刈り作業にも影響が出てくる。そうすると、品質にも影響が出てくるということで、ましてやもみ殻を農道で燃やせば苦情が来る。それは、県のほうとか市と条例とか、あと農業の廃棄物の例外的な扱いとかという表現も理解してるんですけど、一向に答えが見えなくて、それで市民からの苦情があったりとか、三条市としても農家に対してどのような形でこの政策として本格的に考えていただければと思っております。そこを農政対策部員の一人として、そのときまた意見を言おうと思って、また何かいい案が、なかなか出ない中なんですけど、一緒に考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

議長（野崎会長）

分かりました。

ただいま大桃推進委員のほうからもみ殻の処理についてという問題が過去数年間続いております。本当に頭の痛い話なんですけど、一時もみ殻焼却ということも話が出たんですが、そうすると今度莫大なる予算がかかるということで、却下された経過もあります。私個人的に言いますと、皆さんも御承知かと思っておりますが、もみ殻というのは産業廃棄物じゃないと思っております。そういうふうにある本に書いてありますが、

私はそれを前年度ですか、市長に申し上げたところなんですが、一番予算かからない方法は焼却が一番いいんだと、強い表現で國定市長に談判したこともあります。その辺、また市長さんのほうからこの件についてもじっくり考えていきたいと思えますという返事でした。その後、何の返事もございませんが、やはりこれは農家年々少なくなってきたておりますが、年々また逆に大作が増えてくるという形で、その大規模農家はぬかの処理に大変困っておるわけでございます。私のところに多く苦情が来て入っておりますが、今年強くそのもみ殻焼却ともみ殻の処理についても強く談判していきたいなと思っております。そういうことで、皆さん御理解をお願いします。

ほかにございませんか。

ないようですので、次に入らせていただきますが、この件については原田農政対策部会長、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第5号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思えます。

廣川委員。

12番（廣川哲也委員）

12番、廣川です。

報告の中で潰廃通報ですか、携帯電話の基地局というのはもう出来上がったんでございますでしょうか。報3号でしたかね。作業用地で一時転用が出ているようですけれども、ちょっと詳しく説明してください。

議長（野崎会長）

事務局長。

事務局（阿部事務局長）

報第3号で潰廃通報のあります案件につきましては、アンテナ自体はまだ全部できていない状態で報告されています。先ほど議第6号の、今回でいいますと52番から54番、一時転用されたものとセットの状態なんですが、過去にこの一時転用も何件か議題として出ていますが、この裏返しとして通報があるものです。

議長（野崎会長）

廣川委員。

12番（廣川哲也委員）

私が質問したのは、以前にこういった携帯事業の基地局というのは転用の許可が要らないんだと、終わった時点で通報があって、処理というふうに聞いた覚えがあったもので、その辺をちょっと確認したかったんでお尋ねをいたしました。

議長（野崎会長）

事務局長。

事務局（阿部事務局長）

例えば議第6号で一時転用の申請があるものにつきましては、サンワコムシスエンジニアリング株式会社で転用の許可の必要な事業者ということで転用許可をいただきます。もし仮に例えば楽天モバイル株式会社として工事がされるのであれば、その転用の許可が不要になるかと思いますが、工事自体は許可の必要な事業者と判断して転用が出ているものでございます。

議長（野崎会長）

廣川委員。

12番（廣川哲也委員）

ちょっとこの話がかみ合わないようなんですけど、要するに携帯電話の基地局を工事するためにサンワコムシスエンジニアリングが用地を一時転用というか。出来上がった基地局に係る面積、1平米を出来上がった時点で農地潰廃通報して農地でなくするんだというように以前聞いた覚えがあったので、まだ出来上がっていないのに1平米で農地でなくなりましたよと認めるのはどうなのかなと。出来上がったのであれば話は別ですけども。

議長（野崎会長）

事務局長。

事務局（阿部事務局長）

失礼しました。今回の報告で出ている5件につきましては、議案としては潰廃通報という形で出ておりますけども、申請としては事業計画書として出ているものです。それを潰廃通報という形で報告します。計画を受けて報告の議案とさせていただいておりますので、まだできていない状態で報告させていただきました。

議長（野崎会長）

廣川委員。

12番（廣川哲也委員）

それであるのであれば、出来上がった時点で届出をしていただければいいんじゃないかなと。手続の順番が双方誤解があるんじゃないかなという感じがします。1平米で計画しましたけども、できたら2平米でしたというんではしゃれになりませんので、よろしくをお願いします。

議長（野崎会長）

しばらく休息に入ります。

(午前10時16分から午前10時16分まで休憩)

議長（野崎会長）

総会を再開いたします。

事務局長。

事務局（阿部事務局長）

御指摘ありがとうございました。今回、計画の段階で議案出しておりますけれども、今後確認できた後に議案として提出するような形で、今後そうさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

廣川委員、よろしいですか。

12番（廣川哲也委員）

はい。お願いします。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

ないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月は農政対策部会の開催が予定されております。農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、10番、原田勝委員。

農政対策部会長（10番原田 勝委員）

農政対策部会は、10月20日午後1時半から厚生会館第2集会室において会議を開催いたします。関係各位の方は出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。10月26日午前9時より厚生会館第2集会室で開催いたします。関係委員の出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日午前9時半開会を予定しております。

また、30日は午後1時から後期の農地パトロールを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

長時間にわたって御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時18分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 3 番）

議事録署名委員（ 1 7 番）
